

北部環境事業所余剰電力売却仕様書

1 概要

- (1) 件名 藤沢市北部環境事業所の余剰電力売却
(2) 発電場所 神奈川県藤沢市石川2168番地
藤沢市北部環境事業所発電所
(3) 業種 一般廃棄物焼却施設〔廃棄物処理業〕(動力使用)
(4) 発電設備 1号炉
運転開始：2007年(平成19年)4月
発電方式：汽力
燃料：一般廃棄物
発電設備：蒸気タービン(定格出力4,000kW)

2号炉
運転開始：2023年(令和5年)4月
発電方式：汽力
燃料：一般廃棄物
発電設備：蒸気タービン(定格出力4,440kW)

(5) 供給電気方式

- ア 電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧) 60,000V
ウ 標準周波数 50ヘルツ
エ 本線 常用線・予備線の2回線

(6) 受電地点

発電者の敷設した縮小型受電設備の終端接続部接続端子と一般送配電事業者の敷設した終端接続部接続端子との接続点

<受電地点特定番号>

03-1012-2070-7068-0702-7255 (1号炉)

03-1012-2070-7101-0001-3307 (2号炉)

(7) 電気工作物の財産分界点

受電地点と同じ

(8) 保安上の責任分界点

受電地点と同じ

2 仕様

(1) 適用

藤沢市北部環境事業所で発電した余剰電力のうち、「再生可能エネルギー電気の利用の促

進に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度の対象となる電力(以下「バイオマス電力」という。)を除く電力(以下「非バイオマス電力」という。)について適用する。

なお、バイオマス電力については、一般送配電事業者と「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約(以下「再エネ特定卸」という。))」を締結し、全量一般送配電事業者から買い取ることにする。

買い取りをした電力については、別紙「公共施設(87施設)で使用する電力の供給仕様書」に基づき、供給する電源として含めること。

(2) 供給期間

2024年(令和6年)4月1日0時から

2025年(令和7年)3月31日24時まで

(3) 余剰電力売却

ア 予定余剰電力量

27,947,556 kWh/年間

[i] 予定非バイオマス電力量(直接売却) 12,483,280 kWh/年間

時間帯区分	予定非バイオマス電力量 kWh/年間
(1) 夏季平日 昼間時間帯	1,567,790
(2) その他季平日 昼間時間帯	3,799,116
(3) その他時間帯	7,116,374

[ii] 予定バイオマス電力量(再エネ特定卸) 15,464,276 kWh/年間

時季区分	予定バイオマス電力量 kWh/年間
(1) 夏季	1,670,958
(2) その他季	13,793,318

※ なお、発注者は、この予定余剰電力量に拘束されるものではなく、余剰電力の増減による何らかの責務及び義務を負うものではない。

イ 電力売却実績・売却予定量

電力売却実績 別紙1~3のとおり

売却予定量 別紙4~6のとおり

ウ 全量供給・全量調達

本契約期間内に予定余剰売却電力量の増減がある場合においても、発注者は買受者に

余剰電力の全量を供給し、買受者は全量を調達する。

エ 余剰売却電力量の計量

毎月の余剰売却電力量は、買受者が本契約に基づき、一般送配電事業者が設置した計量法の規定に基づき検定を受けた取引用電力計により検針を行う。また、取引用電力量計の検定の更新及びその他不具合が生じたことによる算定不能期間の余剰売却電力量の精算については、発注者及び買受者が協議するものとする。

オ 電力量料金の算定

買受者が発注者に支払う電力量料金の算定期間は、毎月1日の0時から末日の24時までの期間とする。

カ 設備導入・更新・補修・撤去

余剰売却電力量の計量や算定等に必要な設備の導入、更新、補修及び撤去に係る費用について、次の場合、買受者負担とする。

- (ア) 計量器・通信設備等の現存設備以外で独自に設備を導入する場合
- (イ) 上記(ア)の設置場所の使用料及び消費電力相当費用が、一般送配電事業者が設置した場合よりも上回る場合
- (ウ) 取引用電力計の検定の更新及び不具合が生じた場合
- (エ) 買受者が導入した設備のうち、設置の必要がなく撤去する場合。
また、次の場合は発注者負担とする。
- (オ) 計器用変圧変流器(VCT)の交換が必要な場合
なお、当該事案発生の場合は発注者と買受者間で事前協議を行う。

(4) 契約方法

ア 単価契約

イ 売却単価は、次の時間帯区分によるものとし、単位は「円/kWh」とする。

時間帯及び時季区分	
(1) 夏季平日 昼間時間帯	毎年7月1日から9月30日までの 午前8時から午後10時までの時間 ※ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く
(2) その他季平日 昼間時間帯	夏季以外の午前8時から午後10時までの時間 ※ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く
(3) その他時間帯	上記(1)及び(2)以外の時間

※「日祝日等」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日とする。

ウ 単価見積方法

非バイオマス比率分の時間帯区分別契約単価とする。なお、契約単価の有効桁数は、小

数点以下第2位までとする。

(5) 売却電力量料金の算定方法

当該月の余剰発電供給電力量に、当事業所で毎月実施する「ごみ組成分析及び水分分析」の結果に基づき、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する留意事項等」(平成15年2月13日付 資源エネルギー庁資省部第21号通知)により、バイオマス比率(計算過程での端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入する。)を算出した値を乗じたものを、バイオマス比率分供給電力量(kWh)、残りを非バイオマス比率分供給電力量(kWh)とする。

電力量料金は、非バイオマス比率分の余剰発電供給電力量に各時間帯区分契約単価を乗じたもの(計算後の端数処理は、小数点以下第3位を切捨てとする。)を電力量料金とし、その合計(小数点以下を切捨てとする。)に消費税等相当額を加えた金額(計算後の端数処理は、小数点以下を切り捨てるものとする。)を請求金額とする。

<請求金額の算出方法>

請求金額=電力量料金①+電力量料金②+電力量料金③+消費税等相当額

- ① 【夏季平日昼間時間帯の余剰電力量×夏季平日昼間時間帯の契約単価×(1-バイオマス比率)】
- ② 【その他季平日昼間時間帯の余剰電力量×その他季平日昼間時間帯の契約単価×(1-バイオマス比率)】
- ③ 【その他時間帯の余剰電力量×その他時間帯の契約単価×(1-バイオマス比率)】

※標準バイオマス比率(概ね) 55%

(ただし、このバイオマス比率を保障するものではない。)

(6) 売却電力量の支払い方法

(5)により算定された請求金額は、翌月中に請求するものとし、買受者は、請求書を受領した日から納期限(以下「支払期限」という。)までに納付するものとする。

買受者は、自己の責めに帰すべき理由により支払期限までに当該電力料金を納付しなかった場合、その延滞日数に応じ、当該電力料金に延滞金(藤沢市税外収入金に関する延滞金条例)の規定を適用し、その割合を乗じて、計算した金額を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合については、この限りではない。

また、バイオマス比率の算出根拠は毎月請求書計算時点で、「ごみ組成分析及び水分分析」の結果は、買受者の求めに応じ、いつでも開示できるものとする。

(7) 環境価値の帰属

本事業にかかる非化石価値等の環境価値はすべて事業者帰属するものとし、市は求めに応じて環境価値に係る必要な協力に応じるものとする。

(8) 年間運転計画(予定)

ア 年間運転計画

当発電設備の定期修理（オーバーホール）を含む年間の運転計画は、別紙7のとおりとする。ただし、予定であり、一般廃棄物処理量により変動することがある。

イ 余剰電力の売却中止又は制限

本契約書第14条第1項(3)に記載のある「発注者の施設の運営上の都合による場合」とは、神奈川県から大気汚染緊急措置要綱による措置が発令され、制限を行う場合等を含むものとする。

また、本契約書第14条第1項(4)に記載のある「その他保安上の必要がある場合」とは、落雷若しくは他需要家の事故の影響により、系統から影響を受ける恐れを回避するために解列をし、自立（単独）運転を行う場合等を含むものとする。

3 一般送配電事業者との手続き

(1) 一般事項

本契約を履行するため、一般送配電事業者との契約が必要となる場合は、発注者は発注者の責任と負担で、買受者は買受者の責任と負担で、各々が一般送配電事業者と適切な内容で遅延無く契約を締結するものとする。

(2) 接続検討の申込み

接続検討の必要が生じた場合、接続検討に係る費用及び接続検討の結果に基づく工事費負担金は買受者の負担で申込みを行うものとする。

(3) その他手続

上記手続以外で余剰電力の売却に必要な手続がある場合は、費用の負担等を含め買受者により実施するものとする。

本契約の履行に必要な契約を締結する際に、接続検討回答書等発注者が所有する書類が必要となる場合は、発注者は本契約の契約期間に限り、必要な範囲内で買受者が使用することを認めるものとする。

4 その他

(1) 系統連系

発注者は、発電設備と一般送配電事業者との電力系統への連系に際し、「電気設備の技術基準の解釈」、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等によるほか、関係省庁等が認める技術要件を遵守する。

(2) 事前協議

本契約書及び仕様書に特段の定めのない事項については、関係諸法令等を遵守するほか、原則当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに基づき、その他は発注者と買受者の協議によるものとする。

5 添付資料

- (1) 別紙1 北部環境事業所電力売却実績量 (参考) (令和元・2年度)
- (2) 別紙2 北部環境事業所電力売却実績量 (参考) (令和3・4年度)
- (3) 別紙3 北部環境事業所電力売却実績量 (参考) (令和5年度12月まで)
- (4) 別紙4 北部環境事業所電力売却予定量 (参考) (令和6年度 1号炉及び2号炉の合計)
- (5) 別紙5 北部環境事業所電力売却予定量 (参考) (令和6年度 1号炉)
- (6) 別紙6 北部環境事業所電力売却予定量 (参考) (令和6年度 2号炉)
- (7) 別紙7 年間運転計画 (令和6年度)

令和元年度北部環境事業所電力売却実績量(参考)

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バイオマス (再エネ特定卸分)	全時間帯	845,475	112,402	368,146	945,060	888,440	685,288	839,417	136,695	920,367	1,249,684	835,560	855,428	8,681,962
	合計													

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
非バイオマス (直接売却分)	夏季平日 昼間時間帯	—	—	—	250,809	244,130	353,212	—	—	—	—	—	—	848,151
	その他季平日 昼間時間帯	287,388	—	238,652	—	—	—	356,169	92,277	356,424	171,724	324,673	367,255	2,194,562
	その他 時間帯	347,025	46,952	259,164	280,095	291,098	494,446	444,124	75,336	488,529	256,426	415,523	466,785	3,865,503
	合計	634,413	46,952	497,816	530,904	535,228	847,658	800,293	167,613	844,953	428,150	740,196	834,040	6,908,216

定期修理期間
(24日間)

定期修理期間
(38日間)

令和2年度北部環境事業所電力売却実績量(参考)

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バイオマス (再エネ特定卸分)	全時間帯	781,445	159,773	443,033	539,856	593,346	492,954	916,974	162,431	734,114	875,544	741,992	810,442	7,251,904
	合計													

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
非バイオマス (直接売却分)	夏季平日 昼間時間帯	—	—	—	324,113	358,902	421,469	—	—	—	—	—	—	1,104,484
	その他季平日 昼間時間帯	372,836	9,186	166,414	—	—	—	314,331	44,385	451,380	349,527	318,133	405,350	2,431,542
	その他 時間帯	470,243	122,119	197,859	398,587	506,106	545,533	341,469	119,044	561,148	524,127	422,259	487,998	4,696,492
	合計	843,079	131,305	364,273	722,700	865,008	967,002	655,800	163,429	1,012,528	873,654	740,392	893,348	8,232,518

定期修理期間
(23日間)

定期修理期間
(36日間)

令和3年度北部環境事業所電力売却実績量(参考)

種別	単位:kWh												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
バイオマス (再エネ特定卸分)	803,870	198,152	356,728	381,061	683,100	373,756	1,110,502	257,668	457,202	769,810	395,686	807,511	6,595,046

種別	単位:kWh												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
非バイオマス (直接売却分)	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	夏季平日 昼間時間帯	-	-	-	407,115	348,716	463,582	-	-	-	-	-	-	1,219,413
	その他季平日 昼間時間帯	380,946	10,566	202,532	-	-	-	224,155	35,327	615,387	348,556	430,829	339,490	2,587,788
	その他 時間帯	488,392	102,784	257,412	482,048	444,730	580,192	264,943	62,673	776,755	527,002	580,767	409,213	4,976,911
合計	869,338	113,350	459,944	889,163	793,446	1,043,774	489,098	98,000	1,392,142	875,558	1,011,596	748,703	8,784,112	

定期修理期間
(23日間)

令和4年度北部環境事業所電力売却実績量(参考)

種別	単位:kWh												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
バイオマス (再エネ特定卸分)	942,288	316,142	194,100	560,236	715,716	418,667	967,671	186,101	458,058	853,379	1,503,334	616,446	7,732,138

定期修理期間
(36日間)

種別	単位:kWh												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
非バイオマス (直接売却分)	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	夏季平日 昼間時間帯	0	0	0	223,966	194,563	365,366	0	0	0	0	0	0	783,895
	その他季平日 昼間時間帯	226,932	43,037	181,428	0	0	0	179,992	43,637	370,968	219,925	330,488	303,151	1,899,558
	その他 時間帯	293,850	134,981	221,418	285,664	268,337	489,239	238,505	60,806	445,806	313,080	446,058	360,443	3,558,187
合計	520,782	178,018	402,846	509,630	462,900	854,605	418,497	104,443	816,774	533,005	776,546	663,594	6,241,640	

定期修理期間
(23日間)

定期修理期間
(36日間)

令和5年度北部環境事業所電力売却実績量(参考)

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バイオマス (再エネ特定卸分)	全時間帯	1,785,549	1,045,649	1,312,555	1,626,706	847,058	652,115	1,721,977	1,111,980	1,659,724				11,763,313

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
非バイオマス (直接売却分)	夏季平日 昼間時間帯				453,519	244,297	353,736							1,051,552
	その他季平日 昼間時間帯	590,319	221,193	551,698				544,204	234,480	721,260				2,863,154
	その他 時間帯	726,564	467,878	602,635	575,855	319,629	496,693	675,955	309,636	886,520				5,061,365
	合計	1,316,883	689,071	1,154,333	1,029,374	563,926	850,429	1,220,159	544,116	1,607,780	0	0	0	8,976,071

R6年度北部環境事業所 1号炉及び2号炉の合計の電力売却予定量(参考)

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
バイオマス (再エネ特定卸分)	全時間帯	1,884,576	632,284	388,200	1,120,472	1,431,432	837,334	1,935,342	372,202	916,116	1,706,758	3,006,668	1,232,892	15,464,276

単位:kWh

種別	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
非バイオマス (直接売却分)	夏季平日 昼間時間帯	—	—	—	447,932	389,126	730,732	—	—	—	—	—	—	1,567,790
	その他季平日 昼間時間帯	453,864	86,074	362,856	—	—	—	359,984	87,274	741,936	439,850	660,976	606,302	3,799,116
	その他 時間帯	587,700	269,962	442,836	571,328	536,674	978,478	477,010	121,612	891,612	626,160	892,116	720,886	7,116,374
	合計	1,041,564	356,036	805,692	1,019,260	925,800	1,709,210	836,994	208,886	1,633,548	1,066,010	1,553,092	1,327,188	12,483,280
	バイオマス・非バイオマス合計													27,947,556

12/15

R6年度北部環境事業所1号炉電力売却予定量(参考)

種別	単位:%												合計
	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
バイオマス比率 (R4年度実績値)	全時間帯	64.4030	63.9790	32.5130	52.3630	60.7230	32.8820	69.8150	64.0500	35.9350	61.5510	65.9380	48.1570
バイオマス (再エネ特定助分)	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	夏季	—	—	—	560,236	715,716	418,667	—	—	—	—	—	1,694,619
	その他季	942,288	316,142	194,100	—	—	—	967,671	186,101	458,058	853,379	1,503,334	616,446
	合計	942,288	316,142	194,100	560,236	715,716	418,667	967,671	186,101	458,058	853,379	1,503,334	7,732,138

種別	単位:kWh												合計
	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
非バイオマス (直接売却分)	夏季平日 昼間時間帯	—	—	—	223,966	194,563	365,366	—	—	—	—	—	783,895
	その他季平日 昼間時間帯	226,932	43,037	181,428	—	—	—	179,992	43,637	370,968	219,925	330,488	1,899,558
	その他 時間帯	293,850	134,981	221,418	285,664	268,337	489,239	238,505	60,806	445,806	313,080	446,058	3,558,187
	合計	520,782	178,018	402,846	509,630	462,900	854,605	418,497	104,443	816,774	533,005	776,546	6,241,640

定期修理期間

(23日間)

定期修理期間

(38日間)

※運転実施予定期間(発電機運転中の系統連携期間)・・・年間運転予定日数304日

※運転停止予定期間・・・5月～6月に38日間、11月に23日間の計61日間定期修理(オーバーホール)のため運転停止予定

- 注) 1 運転実施期間については、ごみ搬入量等により運転計画を見直す場合があります。
 2 定期修理(オーバーホール)以外に、不定期な点検等により運転を停止する場合があります。
 3 本予定量は参考とし、端数処理後の契約書及び仕様書に記載の値を計画予定量とします。

12/15

R6年度北部環境事業所新2号炉電力売却予定量(参考)

種別	時間帯区分	単位:%											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
バイオマス比率 (R4年度実績値)	全時間帯	64.4030	63.9790	32.5130	52.3630	60.7230	32.8820	69.8150	64.0500	35.9350	61.5510	65.9380	48.1570
バイオマス (再エネ特定卸分)	時間帯区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	夏季	-	-	-	560,236	715,716	418,667	-	-	-	-	-	-
	その他季	942,288	316,142	194,100	-	-	-	967,671	186,101	458,058	853,379	1,503,334	616,446
	合計	942,288	316,142	194,100	560,236	715,716	418,667	967,671	186,101	458,058	853,379	1,503,334	616,446

種別	時間帯区分	単位:kWh											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
非バイオマス (直接売却分)	夏季平日 昼間時間帯	-	-	-	223,966	194,563	365,366	-	-	-	-	-	-
	その他季平日 昼間時間帯	226,932	43,037	181,428	-	-	-	179,992	43,637	370,968	219,925	330,488	303,151
	その他 時間帯	293,850	134,981	221,418	285,664	268,337	489,239	238,505	60,806	445,806	313,080	446,058	360,443
	合計	520,782	178,018	402,846	509,630	462,900	854,605	418,497	104,443	816,774	533,005	776,546	663,594
	合計	-	-	-	223,966	194,563	365,366	-	-	-	-	-	-

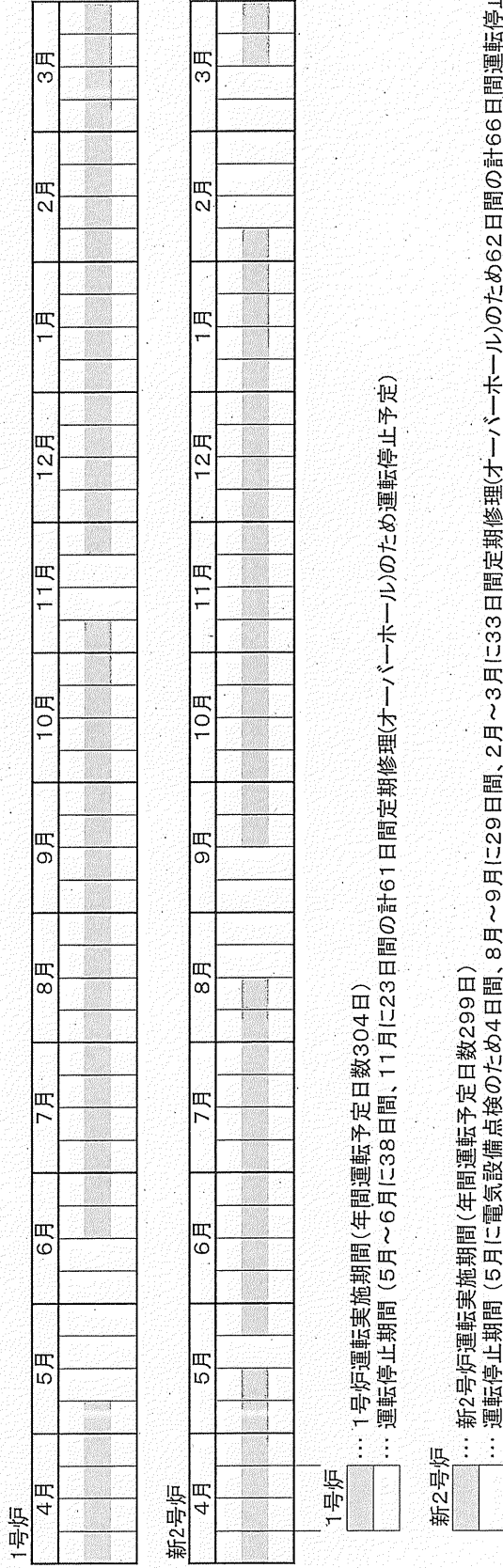
受変電設備点検(共通停止) (4日間) 定期修理期間 (29日間) 定期修理期間 (33日間)

※運転実施予定期間(発電機運転中の系統連携期間)・・・年間運転予定日数299日

※運転停止予定期間・・・8月～9月に29日間、2月～3月に33日間の計62日間の定期修理(オーバーホール)のため運転停止予定
受変電設備期間・・・5月16日～19日の計4日間、受変電設備点検のため運転停止(共通停止)

- 注) 1 運転実施期間については、ごみ搬入量等により運転計画を見直す場合があります。
- 2 定期修理(オーバーホール)以外に、不定期な点検等により運転を停止する場合があります。
- 3 本予定量は参考とし、端数処理後の契約書及び仕様書に記載の値を計画予定量とします。
- 4 新2号炉については、R5年度からの稼働により運転実績が無いため、R4年度/1号炉稼働実績と同等とする。

R6年度 北部環境事業所年間運転計画予定(参考)



- 注) 1 運転実施期間については、ごみ搬入量等により運転計画を見直す場合があります。
 2 定期修理(オーバーホール)以外に、不定期な点検等により運転を停止する場合があります。
 3 上記は、発電機運転中の系統連系期間を表し、焼却炉の運転期間とは、異なります。

